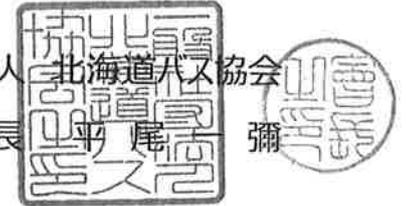


令和2年4月3日

北海道運輸局長 大 高 豪 太 様

一般社団法人 北海道バス協会
会 長 平 尾 一 彌



新型コロナウイルス感染症に関する バス事業振興対策に係る緊急要望

平素はバス事業の振興に対し格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中国武漢市で発生した新型コロナウイルス感染症は、現在も世界的に感染を拡大させており、現在も終息が期待できる状況にありません。また、国や都道府県から発せられた外出や集会の自粛要請は現在も継続しており、事実上、移動が制限された状況となっています。このため、観光客の激減に加え、地域生活における各種の移動も大幅に抑制されたことで、バス利用者は極度に減少しています。

しかしながら、そのような中であっても、地域社会を支えるため乗合バスは運行を続けざるを得ませんし、北海道の主要産業たる観光を支えるために貸切バスも一定の輸送力を維持しなければなりません。

つきましては、引き続き道内バス事業者が信頼される公共交通機関として存続し、その社会的使命を果たすことができますよう、次の事項について支援を要望いたします。早急に検討いただき、制度構築と迅速な実施に向け、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

1 緊急的な経営支援

道内のバス事業者は、大幅な減収が続いていることで資金繰りに困難を来しており、事業継続さえ危ぶまれる状況にあります。特に貸切バス事業者は小規模事業者が多く、まさに危機的状況に直面しております。

この危機を乗り越え事業の存続を図るためには、手厚い資金援助等を簡素な手続きにより迅速に実施いただくことが必須と考えます。

つきましては、次の項目について検討いただき、速やかに実施していただきたい。

- ① 一斉休校等による需要減や通学定期券の払戻し、インバウンドや修学旅行等の旅行自粛によるキャンセル等、集会・外出の自粛を主因とする損失に対する補填（助成制度の新設）
- ② 自動車に関する税金（自動車重量税）の免除、及び軽油引取税における旧暫定税率の廃止
- ③ 路線維持に係る補助制度の要件緩和と国庫による完全履行
 - イ) 移動自粛により利用が減少したことで補助要件を満たさなくなった場合であっても、引き続き国庫補助路線として認定
 - ロ) 移動自粛により、新たに赤字路線化した路線（都市間バスを含む）を国庫補助路線として認定
 - ハ) 地方自治体に頼ることなく、全額を国庫により補助（限度額 9/20 の撤廃）
 - ニ) 補助金の年度当初における概算払い
- ④ 相談窓口のワンストップ化と諸手続きの簡素化

また、次の項目について、国の関係機関や地方自治体、その他の関係者へ働きかけるなどの支援をお願いしたい。

- ⑤ 雇用調整助成金における補助率の引上げ（10割支給）、日額上限（8,330円）の引上げ、及び支給限度日の終息宣言発出までの延長

- ⑥ 緊急融資制度の拡充（無利子・無担保の保証、及び返済期間の長期化）
- ⑦ 既存の貸付、ローン返済等の長期延納や、車両購入に係るリース料の長期延納措置
- ⑧ 自動車に関する税金（自動車税等）の免除、及びその他の公租公課及び公共料金等の免除
- ⑨ バスターミナル使用料の減免、及び延納措置
- ⑩ 高速道路料金の無料化（事業用自動車に限る）
- ⑪ 小学校休業等対応助成金の延長措置（終息宣言発出時まで）

2 感染防止に対する支援

バス事業者においては、関係当局の指導のもと、乗務員に対して、点呼時の体調確認の徹底はもとより、手洗い、マスクの着用、消毒液の装備などの徹底について引き続き取り組んでいます。しかしながら、マスクや消毒液など感染防止用品の入手は依然として困難であり、現場ではこれら用品の不足が日々深刻化しています。

つきましては、公共交通の重要性に鑑み、次の項目について検討いただきたい。

- ① 感染防止用品に係る、優先的で安定した入手ルート確保
- ② 密集を避けることで感染予防や効率的な運行にも資することとなるため、官公庁や企業に対する時差出勤の徹底